

## パーソナルアシスタント町田通信

### 確定申告の時期が来ます。申告手続きのご案内

#### ～確定申告～

平成 29 年分の所得税等の確定申告受付

平成 30 年 2 月 16 日(金)～平成 30 年 3 月 15 日(木)まで

#### ～～お知らせ～～

☆医療費控除の添付書類が変わりました。

平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となります。医療費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要があります。

また、従来の医療費控除ではなく、セルフメディケーション税制（適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだ OTC 医薬品（一般用医薬品：薬局・薬店・ドラッグストアなどで販売されている医薬品）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価額の合計額が 1 万 2 千円を超えるときは、その超える部分の金額（上限：8 万 8 千円）について、その年分の総所得金額等から控除する新税制です）を適用する場合は、“セルフメディケーション税制の明細書”の添付が必要になります。セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）による所得控除と、従来の医療費控除を同時に利用することはできませんのでご注意ください。購入した対象医薬品の代金に係る医療費控除制度については、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらの適用とするか、対象者ご自身で選択することになります

（注）平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

☆マイナンバーの記載等について

確定申告書を提出するときは、

マイナンバー（12 桁）の記載＋本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

※申告や納税について知っておきたいことを「平成 29 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」より抜粋

## ○確定申告が必要な方は？

次の①から④のいずれかに該当する方は、所得税等の確定申告が必要です。

### ①給与所得がある方

(大部分の方は、年末調整により所得税等が精算される為、申告は不要です。)

### ②公的年金等に係る雑所得のみの方

### ③退職所得がある方

### ④ ①～③以外の方で下記 i ～ iii の計算において残額がある方

i 各種所得の合計額から所得控除を差し引いて課税される所得金額を求めます。

ii 課税される所得金額に所得税の税率を乗じて、所得税額を求めます。

iii 所得税額から、配当控除額を差し引きます。

## ○所得税等の確定申告とは？

所得税等の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

(予定納税とは、前年の所得などを基にして計算した予定納税基準額が15万円以上の場合に、その年の所得税等の一部をあらかじめ納付する制度です。)

## ○申告書ってどんな書類？

申告書は税務署に置いてありますが、国税庁ホームページで作成できます。

確定申告書には、確定申告書Aと確定申告書Bがあり、所得の種類によって変わります。

### ・確定申告書A

申告する所得が給与所得や公的年金等、その他の雑所得、総合課税の配当所得、一時所得のみの方が使用できます。(予定納税額のある方は、確定申告書Bを使用します。)

### ・確定申告書B

所得の種類にかかわらず、どなたでも利用できます。

## ○所得控除(所得から差し引かれる金額)にはどんな種類があるの？

雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除(ふるさと納税など)、寡婦・寡夫控除、勤労学生控除、障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除(あなたの合計所得金額が1000万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円を超え、76万円未満である)、扶養控除、基礎控除(38万円の控除)等の種類があります。

~~~~~

※一般的な事項のため、申告や納税についておわかりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお電話などでお尋ねください。

## まだまだ活用したい求職・求人台帳

PAM・PAS・PAY・PAH と、事業所が4カ所に増えました。働きたい人などがいたとき、いままでは人事担当者が台帳管理をしてきましたが、事務の効率化を図る為、サービス提供責任者が求職・求人窓口の担当になりました。希望介助の曜日、時間帯や性別等必要情報を伝えて台帳に登録させていただきます。

台帳が皆様に有効活用されることで募集時の対応が迅速に行え3スタッフに大変便利になるかと思えます。

利用者様、ヘルパーの皆様には台帳登録と、その後、契約完了時の登録の取り下げをサービス提供責任者にご連絡頂き、いつでも皆様のニーズに応える事が出来る台帳作りを目指して行きたいと思えますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。